

自然災害等の対応（原則）

朝 6 時に判断し、ホームページにも掲載します

1 登校前（学校、居住している地区、または学校までの通学経路において）

（1） 気象庁から「暴風警報（暴風雪警報）」「特別警報」

「津波警報」「土砂災害警戒情報」が発表

又は居住する市町から「警戒レベル 4 以上」が発令されている場合

→ 自宅待機（又は直ちに避難）

（避難指示が出ている場合はそれに従う）

10 時までに解除	登校
10 時までに解除なし	自宅学習

※ ただし、警戒レベル 3 等であっても危険が予想される場合、また、家族の状況により登校できない場合については、公欠、公遅扱いとするのでその旨担任に連絡すること。

（2） 利用する公共交通機関が運休 → 自宅待機

10 時までに運行再開	登校
10 時以降も運休	自宅学習

2 登校後

「暴風警報（暴風雪警報）」「特別警報」

「津波警報」「土砂災害警戒情報」が発表

または「警戒レベル 4 以上」が発令された場合 → 下校

※ 下校が危険と判断 → 学校で待機

3 出欠について

自宅待機中の授業については公欠とする

- ・「命」を守る行動を取ること！
- ・登校する場合は、安全に十分留意すること！